



広報

昭和47年1月14日

No. 110

あいあ

人口と世帯数
(12月1日現在)

人 口	9527 人
男	4539 人
女	4988 人
世 帯 数	2386世帯

正 賀

「とじこんで保存しましよう」

〔初日の出〕

そこには、まず、全身的な運動で暖をとりながら寒さに立ち向かうのがよいでしょう。たとえばすんで歩くこと、かけ足天つき運動などは最もかんたんで効果のある運動です。また、子どものボーリング、サッカー、なわとびなどは協力心や気力を養う上にも効果があります。どうしても冬は屋内にこもりがちな生活が多いので、いろいろな遊びによって、なるべく屋外で運動させるよう心掛けたいものです。

寒さにうち勝つ
丈夫ながらだを
つくりましょ

国民年金

夫婦で月額二万円

この所得比例制の概要は後記のとおりですが、夫婦で二万円というのは、夫婦が二十五年間国民年金の保険料を納め、更にそのうちの一人が所得比例制に加入し、所得比例制の保険料も二十五年間納めた場合、夫婦が受ける老令年金の月額があわせて二万円になるため云われているものです。

所得比例制は、加入資格のある人であれば誰でも加入の申込をすることができる、加入の申込をした月から所得比例制の保険料を納めることになりますので、早く加入すればそれだけ老令年金が増えることになります。秋穂町でも、既に多数の方々がこの所得比例制に加入しておられます。加入資格のある方で、まだ加入していない人は、老後の生

国民年金の加入者より、老後の生活を明るく、豊かなものにするため、より多くの老令年金を求める声が高まつてきましたので、これに応えるため、昭和四十四年の国会で国民年金法が改正され、昭和四十六年一月より新たに所得比例制がはじまり、夫婦で受ける年金額が月額で二万円になりました。

◎ ◎

8

◎ 上所す活

老令年金額　百八十円に、所得比例制の保険料を納付した月数を乗じて得た額が、普通の老令年金額に加算されます。(例参照のこと)

る事業専従者で、国民年金の保険料を納めている人。

○所得比例制の概要
　　国民年金に加入している人で所得があり国民年金の保険料を納めている人。また、所得がなくても地方税法に定められていて、
　　石を明るく、豊かなものにするため、一日も早くこの所得比例制に加入されます。ようおすすめします。

◎保険料

る事業専従者で、国民年金の保険料を納めている人。

○所得比例制の概要
　　国民年金に加入している人で所得があり国民年金の保険料を納めている人。また、所得がなくても地方税法に定められていて、
　　石を明るく、豊かなものにするため、一日も早くこの所得比例制に加入されます。ようおすすめします。

加害者が経済上の事情で医療費をすぐ負担することができない場合には、国民健康保険で治療を受けてもよいわけですが、この場合、その治療費は国民健康保険が負担するのではなく

交通事故が非常に増えております。交通事故等いわゆる第三者の行為によつて受けた傷害の治療費は、すべて加害者が負担するのが原則です。

例 普通
25年
イ 普
320円
ロ 所
180円

の保険料と、所得比例制の保険料と
納めた場合

通の老令年金額
 $円 \times 300月 = 96,000円$ （月額 8,000円）

得比例制の老令年金額
 $円 \times 300月 = 54,000円$ （月額 4,500円）

計 150,000円（月額12,500円）

、加害者にかわって一時立て替払いをするだけです。ですから、国民健康保険は、立替えた治療費を加害者に請求しなければなりません。この請求も皆さんからの届出があつてはじめて出来るのであって、届出がなければ、国民健康保険は負担しなくともよい治療費を負担させられることになり、それだけ財政が苦しくなつてまいります。

したがって
例制の保険
る老令年金
ます。

夫婦で夫が所得比例制に加入し、所
料を25年間納めている場合の夫婦が
額(月額)は次のとおり20,500円に
なります。

000円	普通の老令年金
500円	所得比例制の老令年金
000円	普通の老令年金
計 20.500円	

**福祉年金の請求は
おすすめですか**

ることになり、医療費もそれだけ増加して、保険税にも影響するようになります。国民健康保険の加入者全員に迷惑をかけることにもなりますので、今後、万一皆さんが交通事故等で被害を受けられた際には、必ず通報されるようご協力願います。

③…被害の状況
右のこととを町役場に通報しなければならない義務が課せられています。このことは町広報や、チラシでもお知らせしておりますが、通報のない場合があつて大変困っております。この通報がないと、前に述べましたように、国民健康保険が負担しなくてよい治療費を負担させられ

このたび山口県において防長歳時記が発刊されました。内容は、豊富でカラー写真も取り入れられた山口県内の自然と風土、歴史、祭事、風土とならわし、特産、ふるさとの民話、芸能等にみる文化財などとなつてあります。B5版二五八ページ価格六〇〇円（防長路のガイドブック付）。申し込みは町役場総務課へ申し込み期限は一月末日迄（写真次頁へ）

々緩和されてきておりますので、ほっておかないので請求の手続きをして下さい。
年金を受ける権利があるかどうかわからない人は、町役場保険年金課（有総二三二番）へお問合せ下さい。

七十才になった人、人の助けがなければ日常生活が出来ない程度の障害がある人、または母子家庭など、たなばたは受給権がありますので、すぐ町役場保険年金課、または大海支所で請求の手続きをして下さい。

はなさずに！ その手がにぎる子のいのち

秋穂地区協議会

この間により本町の
消防力は、一段と充
実し消火の時は大き
な力を發揮すること
になります。



新鋭消防車購入 浦分団に配属され ていた今までの消防

を誠に遺憾に思います。この犯罪の蔭に泣く被害者を保護救済する副次的効果をもたらすものである事を良く認識していただきたいと思います。不起訴処分の当否の審査は被害者、告訴人、告発人などの申立てや職権で開始します。申立てには費用は一切いりません。申立て手続きにつきましては、秋穂町内に山口検察審査協会秋穂地区協議会がありますので、この方へ御連絡いただければ申立て手続きの仕方を御説明致しますので充分御利用下さいませ。

検察審査会 制度につ

制度について

長し和平は乱れこれでは裁判所がいかに公平な裁判をしても国の刑事政策としては、片手落ちになります。

極左暴力集団の兇悪犯人捜査に対する協力のお

捜査に対する協力のお願い

「まだ渡れる」は「もう危ない」

◎夫婦を装つたり、受験勉強、転勤等の名目で、アパートや下宿などを借りているが、日常生活にそれらしい様子が見えない。(例えば、夫婦といながら家財道具が非常に少ないとか、受験勉強といいながら夜間に居住者以外の若い男女などが多数出入し、遅くまで話し合つたり泊り込んだりしているなど。)

○生活が不規則で何をしているのかよく判らない。(例えば、黙つて数日にわたり留守にすることがあつたり、いつの間にかいなくなったり、あるいはたえず部屋にとじ込もつて何かをこそやつているなど。)

◎アパートや下宿などで近所づきあいを避け、出入りに際しての警戒が極端である。(例えば深夜や早朝に人の出入りや物の出し入れが多く、人目を避けて行動をするなど。)

◎アパートや下宿などを借りてもすぐあわただしく引越ししていくその様子がおかしい。(例えば、入居解消やガス、水道、電気などの解約をしないで出ていくとか、転居先も知らせず、家財道具などはそのまま残して手荷物程度を持つていくなど。)

◎危険な薬品類らしいものをかくすよう握つていてる(例えば部屋の中から異様な匁においとか金属を切るような物音がしたりするなど。)

松くい虫異常発生
ここ数年山口市境一帯の山林に発生した松くい虫が、台風十九号の影響と重なり、秋穂町全般に異常発生を見ております。
この被害調査を県林業事務所と町産業課で実施しておりますが、これまでクロ松、アカ松、あわせて約四〇〇本、三五〇g、その被害総額は、五二〇万円となります。
松くい虫の被害を防ぐには、早く発見し、早く駆除を行うことが必要です。
山口県と秋穂町では、この被害対策として、駆除に要する事業費に対して、補助金を交付することになりますので、山林所有者の方は、調査の上早く連絡くださいるようお願いします。
松くい虫とは、松の皮の下を食い荒らすカミキリムシ、キクイムシ、ゾウムシをいいます。松くい虫に侵されると、葉が急に赤くなり次第に枯れます。皮をはぐと白い幼虫がおり、松ヤニを出したり皮に小さな穴をあけます。
駆除の方法は、被害木を伐倒し、玉切り、枝払を行ない松くい虫駆除剤根株、幹枝に散布します。